

2012年5月31日

消費者庁消費者安全課 意見募集担当 御中

食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項の改定についての意見

食のコミュニケーション円卓会議

代表 市川 まりこ

「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」の改定案について次の意見を提出します。

意見1

同改定案新旧対照表（以下、対照表とします。）の改定案中の前文の8行目「消費者安全の確保の観点~~を踏まえつつ、~~」を削除し、対照表の現行の前文へ戻して下さい。

その理由

- ① 消費者庁及び消費者委員会設置法第四条第四号においては「消費者安全法の規定による消費者安全の確保に関すること。」を所掌事務と規定しています。しかしながら、第十三号においては「消費者安全の確保に関すること」は何ら規定していません。
- ② 食品安全基本法、食品衛生法、JAS法等の関係法の目的では、「食品の安全性の確保」「国民の健康の保護を図ること」「消費者の利益の保護に寄与すること」等の規定があり、「消費者安全の確保の観点~~を踏まえつつ~~」の追記は無用と思われます。
- ③ 「食品安全基本法第21条第1項」の規定は、同法第11条が規定する「食品健康影響評価」を施策ごとに実施するための基本的事項です。「食品健康影響評価」は、食品の安全性を考える上で、どんな食品にもリスクがあるという前提で食品の安全性を確保しようというリスク分析の考え方であり、「消費者安全の確保の観点」とはその考え方の基本が異なるので、混乱を招きかねません。

意見2

対照表の改定案中の第4の1の4行目の「司令塔としての消費者庁が、」を「消費者庁が、」に訂正するとともに、同じ1の12行目の「司令塔として」を削除して下さい。

その理由

- ① 消費者庁及び消費者委員会設置法第四条第十三号では「事務の調整」と規定しています。

- ② 内閣法第六条「内閣総理大臣は、…行政各部を指揮監督する。」において「指揮監督」を使用しているが、幾つかの法律を調べた限りでは「司令」「司令塔」の用語は見当たらず、法令用語辞典第9次改訂版(学陽書房)にも搭載されていません。
- ③ 消費者安全法第12条から第15条の規定が十分に機能しており、敢えて「司令塔…」の用語を記載する必要がなく、同用語を使用することにより消費者に対し国家行政機関間の連携の難しさを露呈する結果になりかねません。
- ③ こんにやく入りゼリー事故では、實際上消費者庁が主体となった実績があります。
- ⑤ 「司令塔」は消費者庁としての「上から目線」の表現であり、現代社会においては嫌われる表現です。

以上